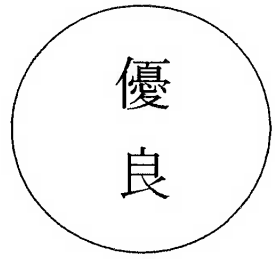


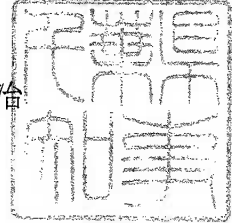
産業廃棄物処分業許可証



住所 千葉県市原市岩崎二丁目21番地18
氏名 株式会社メイナン
代表取締役 吉田 玲子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成22年3月30日

許可の有効年月日 平成29年3月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎, 切断, 剥離, 溶融・固化及び裁断による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物であるものを除く。), (イ) 紙くず,
(ウ) 木くず

(これらのうち, 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 切断による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類, (イ) 金属くず

(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 剥離による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類, (イ) 金属くず

(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

エ 溶融・固化による中間処理に係るもの

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

オ 裁断による中間処理に係るもの

ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び別紙2のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理は, 2に掲げる施設で行い, 処理能力を超えて行わないこと。

(2) 産業廃棄物の保管は, 2に掲げる設置場所で行い, 保管量を超えて行わないこと。

(続く)



(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年3月30日 新規許可

平成22年3月30日 更新許可

平成23年8月12日 優良確認

平成24年10月31日 変更届(代表者の氏名の変更)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

コピー厳禁

同封



事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
廃プラスチック類の破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成18年12月22日, 第18-20-1-102号)	廃プラスチック類 4.8 t/日 (0.6 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1	千葉県市原市能満 字中原太郎 2080番76	
木くず等の破砕施設 (条例第12条第1項第2号) (平成18年12月22日, 第18-20-1-103号)	木くず 3.8 t/日 (0.475 t/時×8時間) 紙くず 2.23 t/日 (0.279 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
切断施設	金属くず 1.73 t/日 (0.216 t/時×8時間) 廃プラスチック類 1.73 t/日 (0.216 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
剥離施設	金属くず 1.64 t/日 (0.205 t/時×8時間) 廃プラスチック類 1.64 t/日 (0.205 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
溶融・固化施設	廃プラスチック類 2.16 t/日 (0.27 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
裁断施設	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず 10.9 t/日 (1.36 t/時×8時間) (平成19年2月1日)	1		
処理 前 物 の 保 管 施 設	廃プラスチック類の 保管施設 ※コンテナによる保管	64 m ² 24 m ³		1
	紙くずの 保管施設 ※コンテナによる保管	9 m ² 8 m ³		1
	木くずの 保管施設	43 m ² 32 m ³		1
	金属くずの 保管施設 ※フレコンによる保管	14 m ² 9 m ³		1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前物の保管施設	金属くず(切断被覆材)の保管施設 ※ボックスによる保管	7 m ² 2.5 m ³	1	千葉県市原市能満 字中原太郎 2080番76
	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	14 m ² 8 m ³	1	
処理後物の保管施設	廃プラスチック類の保管施設 ※コンテナによる保管	115 m ² 48 m ³	1	
	紙くずの保管施設 ※コンテナによる保管	14 m ² 8 m ³	1	
	木くずの保管施設 ※コンテナによる保管	45 m ² 16 m ³	1	
	金属くずの保管施設 ※フレコンによる保管	9 m ² 4.5 m ³	1	
	金属くず(切断被覆材)の保管施設 ※ボックスによる保管	12 m ² 2.5 m ³	1	
	金属くずの保管施設	57 m ² 53 m ³	1	
	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	16 m ² 12 m ³	1	
処理後物(残渣)の保管施設	廃プラスチック類の保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m ² 4 m ³	1	
	紙くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m ² 2 m ³	1	
	木くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m ² 4 m ³	1	
	金属くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m ² 1 m ³	1	
	ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設 ※コンテナによる保管	5.5 m ² 1 m ³	1	